

平成 3 0 年 度

財 政 援 助 団 体 等 監 査 報 告 書

東 海 村 監 査 委 員



東監査発第 33 号  
平成31年 1月10日

東海村長 山田 修 様  
東海村議会議長 大内 則夫 様  
東海村教育委員会教育長 川崎 松男 様

東海村監査委員 土尻 滋

東海村監査委員 河野 健一

平成30年度財政援助団体等監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、平成30年度の財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。



# 平成 30 年度 財政援助団体等監査報告書

## 第 1 監査の対象課室及び対象補助金

地域づくり推進課所管（平成 29 年度 企画経営課所管）

補助金名	東海村村民企画提案事業費補助金		
対象団体	真崎の未来を考える会	（補助額	293,000 円）
	東海村商工会青年部	（補助額	300,000 円）
	東海村観光協会	（補助額	300,000 円）
	とうかい村いきいきガイドの会	（補助額	300,000 円）
	ごじゃっぺの会	（補助額	287,000 円）

環境政策課所管

補助金名	東海村環境保全事業協力団体事業費補助金		
対象団体	美しい東海村をつくる会	（補助額	91,000 円）

高齢福祉課所管（平成 29 年度 介護福祉課所管）

補助金名	東海村高齢者クラブ連合会事業費補助金		
対象団体	東海村高齢者クラブ連合会	（補助額	6,351,000 円）

生涯学習課所管

補助金名	東海村文化保存・自然保護活動支援補助金		
対象団体	東海村の文化財と自然を守る会	（補助額	33,000 円）
	東海村の環境調べ隊	（補助額	100,000 円）
	いけばな子ども教室	（補助額	40,000 円）

## 第 2 監査期日

平成 30 年 11 月 14 日（水）

## 第 3 監査の方針及び方法

地方自治法第 199 条第 7 項に基づき、平成 29 年度に村から補助金等の財政的援助を受けた団体の補助事業の執行が、財政的援助の目的に即し適切に実施され、その実績が効果的であったか、また、補助金の出納が適正であったか、さらに補助金の所管課は補助団体に対して指導・監督を適切に行ったかどうかを主眼に監査を行った。

監査の実施にあたっては、所管課から提出された補助金交付要綱、補助金交付関係書類一式、団体から提出された財政援助団体等監査調書、規約、予算決算関係書類、日計記帳及び証拠書類の確認を行うとともに所管課から事業及び経理内容等について説明を聴取した。

## 第4 監査の結果

監査調書及びその証憑に基づき書類審査及び担当職員から説明聴取し、本監査を実施した結果、村補助金はおおむね適正に交付されていると認められる。

ただし、補助金事務手続き、書類審査、予算決算書等の財務書類を交付要綱等の規定に従い慎重かつ正確に処理するよう努め、最大限の効果を出すために「第6 監査の結び」のとおり指導・指摘する。

なお、監査結果の概要は以下のとおりである。

## 第5 監査の概要

### 1 東海村村民企画提案事業費補助金

#### (1) 補助事業の概要

当該補助金は、すべての世代が愛着と誇りを持って暮らすことができる東海村の実現を図るため、本村の魅力づくりや地域活性化などを目的として村民が主体的に取り組む事業に対し交付するものである。

平成29年度は、真崎の未来を考える会、東海村商工会青年部、東海村観光協会、とうかい村いきいきガイドの会及びごじゃっぺの会の5団体が行う事業に補助金を交付しており、今回の監査はそのすべてを対象とした。

#### (2) 団体の概要

真崎の未来を考える会は、真崎区民の連帯意識の高揚と融和に繋がる政策を提案し、真崎地域に住んで良かったと思えるための各種事業を実施することで、地域の発展に寄与することを目的としている。平成29年度補助対象事業では、火おこしや古代米炊飯、古墳巡りを行う「真崎古墳群で古代体験（地域の宝、再発見）」を実施した。

東海村商工会青年部は、村商工会の事業を積極推進し、商工業の後継者となる青年について経営者としての資質向上を図ることを目的としている。平成29年度補助対象事業では、冬期夜間に東海駅東口を鮮やかに彩る「東海村『夢を叶える』イルミネーションⅢ」を実施した。

東海村観光協会は、村観光事業の振興を図るとともに、観光資源の整備開発を促進し郷土産業の発展向上に寄与することを目的としている。平成29年度補助対象事業では、大神宮と村松山虚空蔵堂をメイン会場に日中とは異なる風情を演出する「“村松の魅力”再発信（ライトアップ事業）」を実施した。

とうかい村いきいきガイドの会は、観光ボランティア活動を通じて、文化的で住みよい豊かな街づくりに寄与することを努力目標としている。平成29年度補助対象事業では、地域資源を通して村の魅力と歴史を伝える「“東海村の魅力”再発見！東海十二景バスツアー」を実施した。

ごじゃっぺの会は、多種多様な伝統文化の継承を目的とし、子どもから大人までが半分楽しみながら村の文化を伝えていくことを目指している。平成29年度補助対象事業では、本村でも古くから行われてきた「東海村の『糸紡ぎ』体験事業」を実施した。

東海村村民企画提案事業費補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	実績/予算額
前年度	2,100,000	1,650,000	78.6%
当該年度	1,500,000	1,480,000	98.7%
対前年増減	-600,000	-170,000	
前年比	71.4%	89.7%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	2,100,000	1,487,000	70.8%
決算(確定時)	2,642,467	1,480,000	56.0%

## 2 東海村環境保全事業協力団体事業費補助金

### (1) 補助事業の概要

当該補助金は、村内において環境保全活動を積極的に行う団体の事業に対し交付するものである。平成29年度の補助対象団体は美しい東海村をつくる会であり、これを今回の監査の対象とした。

### (2) 団体の概要

美しい東海村をつくる会は、郷土の美しい自然を守り、明るく住みよい豊かな東海村を築くことを目的としている。平成29年度補助対象事業では、とうかい環境フェスタ2017への出展を通じた環境保全活動の啓発、クリーン作戦や廃油を利用したリサイクル石けんづくりを実施した。

東海村環境保全事業協力団体事業費補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	実績/予算額
前年度	91,000	91,000	100.0%
当該年度	91,000	91,000	100.0%
対前年増減	0	0	
前年比	100.0%	100.0%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	127,000	91,000	71.7%
決算(確定時)	141,290	91,000	64.4%

### 3 東海村高齢者クラブ連合会事業費補助金

#### (1) 補助事業の概要

当該補助金は、高齢者の生きがいをはぐくむとともに健康づくりを支援するため、社会活動を行う高齢者クラブ連合会に対し交付するものである。なお、本補助金には自治会ごとにおおむね組織されている単位高齢者クラブへの間接補助金が含まれており、今回の監査はそのすべてを対象とした。

#### (2) 団体の概要

高齢者クラブ連合会は、単位高齢者クラブとともに連合会事業を行うことで培われる連帯感をもって、高齢者クラブの普及発展と高齢者福祉の増進を図ることを目的に、多様な事業を展開している。

平成 29 年度においては、春のスポーツ大会、芸能発表大会、高齢者と子どもとのふれあい事業等を実施し、多くの会員の参加を得ている。また、交通安全に関する「キラリリーダー」として高齢者の反射材着用を推進する活動なども実施した。このほか単位高齢者クラブでは、「大助人形」作りを伝承する活動など特色ある事業も行われた。

#### 東海村高齢者クラブ連合会事業費補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	実績/予算額
前年度	6,481,000	6,481,000	100.0%
当該年度	6,351,000	6,351,000	100.0%
対前年増減	-130,000	-130,000	
前年比	98.0%	98.0%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	9,262,000	6,351,000	68.6%
決算(確定時)	9,226,391	6,351,000	68.8%

### 4 東海村文化保存・自然保護活動支援補助金

#### (1) 補助事業の概要

当該補助金は、村の文化の保存又は自然の保護に関し、公益的に意義のある事業を新たに創出し、活動しようとする者に対し交付するものである。

平成 29 年度は、東海村の文化財と自然を守る会、東海村の環境調べ隊及びいけばな子ども教室の 3 団体が行う事業に補助金を交付しており、今回の監査はそのすべてを監査の対象とした。



## (2) 団体の概要

東海村の文化財と自然を守る会は、東海村の文化財と自然についての調査・保護・活用とその普及啓発を目的としている。平成29年度補助対象事業では、環境省により絶滅危惧Ⅱ類（VU）に指定されたトウキョウサンショウウオの観察会や、オオムラサキの観察会等を開催し、村民が貴重な動植物に接する機会を提供するほか、通年での動植物の生育地調査・台帳整備などを実施した。

東海村の環境調べ隊は、村の文化財や自然を知る活動を通じて、将来を担う児童生徒がそれらを「守る」意識をもった人材に成長できるよう、身の回りの自然や歴史を体験する事業を展開している。平成29年度補助対象事業では、「石を調べよう!」「サギのねぐら入りを見よう」などの講座開催を通じて、大人と子どもが楽しく学びあう活動を実施した。

いけばな子ども教室は、次世代を担う子どもたちがいけばなを体験・習得することで、伝統文化への関心と理解を深め、豊かな人間性を育むことを目的としている。平成29年度補助対象事業では、子どもを対象とするいけばな教室や親子ふれあい教室を開催するほか、東海村文化祭での作品の展示発表を行った。

### 東海村文化保存・自然保護活動支援補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	実績/予算額
前年度	270,000	238,000	88.1%
当該年度	300,000	173,000	57.7%
対前年増減	30,000	-65,000	
前年比	111.1%	72.7%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	547,000	217,000	39.7%
決算(確定時)	474,789	173,000	36.4%

## 第6 監査の結び

### 1 補助金関係書類の事務処理について

東海村村民企画提案事業費補助金については、交付申請書や実績報告書の収受番号が漏れているもの、交付決定通知書に記載の交付申請書収受日や実績報告書に記載の交付決定日が誤っているもの、収支予算書の金額に誤りがあるもの、当該補助金交付要綱に定める様式を一部書き換えているものがあつた。

東海村文化保存・自然保護活動支援補助金については、実績報告書の日付（年）が誤っているもの、交付申請書や交付決定通知書と実績報告書や確定通知書の書類に記載の事業名称が異なっているもの、補助金等交付（不交付）決定審査調書の表記の一部（公益性評価の所

見)が当該団体の補助対象事業内容と異なるもの、収支決算書と領収書の金額は合致するものの算出根拠と品目明細が異なっているものがあった。

このように、明らかな誤りがある提出書類を担当課が受理し、そのことに気付いていなかったことや、村発信文書にも誤りが見られたこと、また、補助金の交付の適否を決定する補助金等交付(不交付)決定審査調書の内容がきちんと検討されていないものがあったことは問題である。

大事な税金から拠出する補助金の交付に係る書類である。申請内容をよく検討して交付決定手続きを行うとともに、発信文書や提出書類をよく確認したうえで、東海村文書管理規程に基づく適正な取扱いをするよう、全庁的に取り組んでもらいたい。

また、交付申請書類等の事業名称に補助要綱上の対象事業を記載している補助金があるが、事業名称は交付対象事業を容易に識別できる名称が適切と考えられるため、申請書等の書類における事業名称の表記については再考されたい。

## 2 選考委員会開催時における補助金交付の適否に係る村長の意思決定について

交付決定に当たって、補助金等交付(不交付)決定審査調書が未作成となっている補助金があった。担当課では、審査に際し選考委員会を開催するため、当該審査調書は不要と判断したということである。

規定を確認すると、当該補助金の交付要綱においては、村長は選考委員会の意見を聴いたうえで申請内容を審査し交付の適否を決定するが、同委員会の役割は「会議の結果を村長に報告する」ことに留まっている。一方、東海村補助金等交付規則第5条では、村長は「補助金等交付(不交付)決定審査調書を作成の上、補助金等の交付の適否を決定しなければならない」と定めている。

地方自治法において、補助金は公益上必要がある場合に限って支出できるものとされており、その公益性は客観的に認め得ることができるものでなければならない。このため村では、東海村補助金等交付決定基準に関する要綱を定め、交付申請に対して補助金等交付(不交付)決定審査調書により当該基準に沿った審査を行うことで、補助金を交付決定することの客観的な公益性を判定するのである。

従って、当該補助金の交付の適否を村長が意思決定するに当たっては、補助金等交付(不交付)決定審査調書は作成すべきものであった。

しかしながら、同規則の制定から10年以上の年月が経過しその間改正もされていないため、同規則の定めと事務処理の実情が乖離している可能性も考えられる。適正かつ実情に合った制度となるよう、必要に応じて補助金等交付規則の見直しについても検討されたい。

## 3 東海村村民企画提案事業費補助金について

交付確定については、補助金充当先の領収書で日付が不明のもの、品目明細が確認できない領収書があり、補助対象経費としての適正性を確認するには不十分な証憑があった。担当課には、提出書類の内容を十分に審査のうえで補助金の額を確定してもらいたい。なお、補助事業完了間際に、当該事業において消費できないと思料される物品購入が一部に見られるが、執行上好ましくないため注意されたい。

本補助金は平成 30 年度で終了するが、これまでの執行により地域活性化と村への集客という点で価値を生み出し定着化しつつある事業も存在することから、これらの事業が継続されるような方策についても検討されたい。

#### 4 東海村環境保全事業協力団体事業費補助金について

「美しい東海村をつくる会」のみが対象となる同補助金については、交付決定に当たり作成する補助金等交付（不交付）決定審査調書は、極めて不十分な記載内容で、交付の適否を判断した理由が確認不能である。

交付確定については、実績報告書において、変更申請がないままに事業計画と実施した事業の内容が大きく異なっている。また、補助金充当先の証憑の多くに不備があるほか、補助対象外経費への充当も認めており問題がある。具体的には次のとおりである。

証憑の不備としては、領収書はあるものの但し書きが「御品代」あるいは記載がなく、またレシートなど内訳が分かるものも添付されていないため、品目が確認できないものがある。担当課は口頭で内容を確認したようだが、補助金充当先としての適正性を判断するには不十分な証憑であった。また、旅費は村の旧旅費規定に倣っているものと考えられ、報償費は写真印刷代で一部補助対象事業に使用したということだが、いずれも積算根拠が不明確な証憑であった。このほか、消耗品等を購入した経費を「事務費」「事業費」などの科目で計上していた。当該経費に限らず収支決算書全体にわたって言えることだが、本来は補助対象経費の科目に沿って消耗品費や負担金などで計上すべきものである。

補助対象外経費への充当としては、食糧費と研修先で購入した菓子折り代がある。食糧費（補助金充当額の 26%）については、総会及び事業実施に係る弁当・お茶代と、領収書が無く手書きのメモによる研修時昼食代があるが、運営費である総会はもとより、事業に要する費用であっても本補助金の交付要綱に食糧費あるいは食糧費が読める表記は無く、いずれも補助対象経費として認め難いものであった。また、研修先で購入した菓子折りについては、研修先の相手方に贈るものではなく、お土産として本村に持ち帰っているため、事業に要する費用とは認められず、充当先として不適切であった。なお、消耗品等の購入であっても運営費としての支出である場合は、補助金の充当先として不適切であるため注意されたい。

そこで今回、平成 26 年度から平成 28 年度までの実績報告書についても調査したところ、年度により若干の相違はあるものの、基本的には同様の補助金充当先と証憑になっていることを確認した。

これら平成 29 年度までの取扱いは、過去の判断を今日に至るまで踏襲したまま交付決定、交付確定してきたことに原因があるものと考えられ、担当課の怠慢ではあるが故意の不正とは言い難い。

については、本補助金は平成 30 年度からすべての前例を見直して内容等の検査を行っていただきたい。具体的には、食糧費に補助金を充当しないように、品目明細が確認できない経費はレシートなど明細が分かるものを添付するように、旅費は積算根拠を明確にするように、報償費は研修講師への謝礼など役務の提供によって受けた利益に対する代償としての経費を計上するように、写真印刷代は印刷製本費に計上し積算根拠を明らかにしたうえで補助

金を充当するように、収支決算書は補助対象経費の科目に沿って事業費を計上するように補助対象団体に対して指導し、公正な検査を実施して内容の適正化を図られたい。

しかしながら、食糧費の中でも領収書が無く当該団体による手書きのメモしかない研修時昼食代 18,000 円（うち補助金充当額 9,135 円）は、これまでの経緯を踏まえてもなお、証憑が無いという事実から補助金充当先として到底認められず、補助金の返還を命じざるを得ないと判断する。

## 5 東海村高齢者クラブ連合会事業費補助金について

細部にわたり会則・規定等がよく整備されており、予算書、決算書等の書類や会計処理は概ねきちんとしているものの、補助金充当先の一つである理事研修会は領収書の内訳が不明確であり、補助金額を確定するには不十分な証憑であった。今後は補助金充当先の経費が明確化されるよう、補助対象団体に対し指導してもらいたい。

また、当該団体は高齢者の生きがいづくりや健康づくりなどの多様な活動を展開しているが、村の 60 歳以上人口が増加する一方で会員数は当該人口の 10%程度を推移しており、活動内容を広くお知らせする「高ク連だより」は必ずしも興味関心を引き起こす内容にはなっていないように思える。このほか、概ね 60 歳以上の者が入会できることや、入会方法も知られていないように感じられるため、高ク連だよりをより魅力が感じられるような紙面に改善するとともに、他の広報手段も取り入れながら、入会方法、活動内容等について効果的な周知を行う必要があるのではないかと。

会員数が増加し高齢者クラブのさまざまな活動に携わることで、より多くの高齢者が元気で喜びや楽しみのある生活を送れるなら、誠に素晴らしいことである。高齢者クラブには、引き続き高齢者の健康づくりや生きがいづくりに貢献していただきたい。

## 6 東海村文化保存・自然保護活動支援補助金について

交付確定について、ある団体の収支決算書では、補助金充当先の一つである報償費に関し、補助対象事業の下見や講師打合せ会議等の事務に係る経費として団体代表等会員に支払う報償費に補助金を充てている。当該支出は積算内容が不明確であること、会の運営に関する事務と考えられ事業費ではないことから、補助金を充当するのは不適切であった。

一方で、確実な充当先となり得る経費に補助金を充てていないなど書類の作成に関して不慣れであり、補助金交付要綱を確認していないとも受け取られる部分もあるため、担当課においては、補助対象団体に対し丁寧な説明を行っていただきたい。さらに、上述のように報償費に団体の運営に係る事務費を含めて計上しており、不適切な経理となっていることから、補助対象団体に対して指導し内容の適正化を図られたい。

交付確定に伴う補助金の返還については、概算払いにより補助金を交付した団体の一部に生じている。ある団体は、実績報告書受理と同日の平成 30 年 3 月 31 日付けで確定通知及び返還命令を発出し、返還期限を同年 5 月 28 日としている。また、別の団体においても同様の平成 30 年 3 月 31 日付けで確定通知及び返還命令を発出し、返還期限を同年 5 月 18 日として戻入れを行っている。

規定を確認すると、当該補助金交付要綱において返還の期日に関する表記はないものの、東海村補助金等交付規則第 19 条第 2 項では、補助金額確定の「通知の日から起算して 20 日

以内の期日を定めて、補助事業者等にその返還を命じなければならない」としていることから、いずれの場合も、本来なら同年4月19日を期限として返還を命令すべきものであった。しかしながら、同規則の定めと事務処理の実情が乖離している可能性も考えられるため、適正かつ実情に合った制度となるよう必要に応じて同規則の見直しについても検討されたい。

以上、報告する。

平成31年1月10日

東海村監査委員 土尻 滋

東海村監査委員 河野 健一